

岐阜県立吉城高等学校部活動後援会会則

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、岐阜県立吉城高等学校部活動後援会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、岐阜県立吉城高等学校部活動の健全なる育成と発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、その目的を達成するために学校と連携して、次の事業を行う。

- (1) 部活動への協力に関する事。
- (2) 部活動の成果報告に関する事。
- (3) その他必要と考えられる事。

(事 務 局)

第4条 本会の事務局は、岐阜県立吉城高等学校内に置く。

(会 員)

第5条 本会の会員は、岐阜県立吉城高等学校に在学する生徒の保護者であって入会の同意が得られた者並びに同校に在職する教職員とする。

(入退会)

第6条 本会の入会にあたっては、入会同意書を提出する。また本会からの退会については、以下のとおりとする。

- (1) 自動退会 卒業または退学等により、会員資格を失う者は、会員資格の消滅をもち退会とする。退会届の提出の必要はない。
- (2) 任意退会 自由意思により退会する者は、退会届を提出する。

(個人情報の管理・運営)

第7条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、「岐阜県立吉城高等学校部活動後援会個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第二章 役 員

(役員及び役員の選出)

第8条 本会に次の役員を置き、吉城高等学校育友会役員をもってこれに充てる。

- | | | | |
|----------|---------|---------|-----|
| (1) 名誉会長 | 1名(学校長) | (5) 会 計 | 若干名 |
| (2) 会 長 | 1名 | (6) 監 事 | 2名 |
| (3) 副会長 | 若干名 | (7) 顧 問 | 若干名 |
| (4) 書 記 | 若干名 | | |

(役員職務)

第9条 会長は、会務を総括し、本会を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。

第四章 会 計

(経 費)

第15条 本会の経費は、会費、その他の収入をもってあてる。

(会 費)

第16条 本会の会費は、月額1,400円とする。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

1. 本会則は、平成元年4月1日より施行する。
2. 本会則は、平成11年5月7日に一部改正する。
3. 本会則は、平成26年5月2日に一部改正する。
4. 本会則は、平成28年4月28日に一部改正する。
5. 本会則は、平成31年4月26日に一部改正する。
6. 本会則は、令和7年4月1日に一部改正する。